納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは、主に以下のとおりですので納税相談に出かける際には**確認のうえ必ず持参**してください。
なお、記載した以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

共通事項
- **印鑑**（納付申告の場合は通帳印）
- **預貯金通帳**（申告者本人名義のものに限る）

※金融機関名と口座番号が分かれば通帳でなくてもかまいません。

農業収入がある方
- **「農業所得基礎資料報告書」**（事前に配布してあります）
- **「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類**

給与収入のある方
- **「源泉徴収票」又は「支払証明書」**（勤務先より配布）

年金収入のある方
- **「源泉徴収票」**（年金支払機関より送付）

※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

上記以外の収入がある方
- **「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類**

医療費控除を受ける方
- **「領収書」又は「レシート」**

※個人ごとの合計額を計算しておいてください。

※合計所得金額の５％（上限10万円）を超える額が控除額となります。

国民年金保険料控除を受ける方
- **「控除証明書」**（日本年金機構から送付）

※紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方
- **「控除証明書」**（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方
- **「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」**（借入金融機関から送付）
- **「住民票の写し」**（住所地の市区町村で交付）
- **「家屋の登記事項証明書」**（前橋地方法務局中之条支局で交付）
- **「請負契約書」又は「売買契約書」**

繰越損失のある方
- **「昨年度の確定申告書の写し」**

税務署から確定申告書を送付された方
- **「確定申告書」**（税務署から送付されたもの）

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら　考えましょう　語り合いましょう
子どもたちの食と健康を！　学校と家庭そして地域で！

○日　　時　平成26年２月25日（火）
　　　　　　12時から１時
○場　　所　高山小学校　１階　会議室
○費　　用　260円（当日集金します）
○申し込み　高山村学校給食センター
　　　　　　電話(63-2811)でお申し込みください。
○締め切り　２月21日（金）まで
　　　　　　※先着20名とさせていただきます。

※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくことになりますがよろしくお願い致します。

予定献立
- ココアパン
- 牛乳
- マカロニグラタン
- 大根スープ
- 小松菜サラダ
- グレープフルーツ

お知らせ
1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

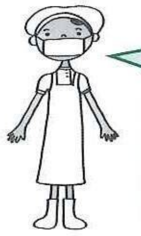

今年度最後、第６回目の２月の試食会は、パンを主食とした洋風の献立です。センター特製手作りグラタンを主菜にして野菜たっぷりで栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしています。

平成26年（平成25年分所得）　納税相談日程

実施日	会　　場	対象地区	相談受付時間
２月15日（土）			
16日（日）			
17日（月）	基幹集落センター	北之谷・熊野	午前９時00分～午後３時00分まで
18日（火）	基幹集落センター	戸室・火の口	午前９時00分～午後３時00分まで
19日（水）	基幹集落センター	関田・尻高地区	午前９時00分～午後３時00分まで
20日（木）	原住民センター	原	午前９時00分～午後３時00分まで
21日（金）	本宿公民館	本宿	午前９時00分～午後３時00分まで
22日（土）			
23日（日）			
24日（月）	新田地区集会所	新田	午前９時00分～午後３時00分まで
25日（火）	役場２階第１会議室	五領・役原	午前８時30分～午後３時00分まで
26日（水）	役場２階第１会議室	梅沢・茶屋ケ松	午前８時30分～午後３時00分まで
27日（木）	役場２階第１会議室	判形	午前８時30分～午後３時00分まで
28日（金）	役場２階第１会議室	村内全域	午前８時30分～午後３時00分まで
３月１日（土）			
２日（日）			
３日（月）			
４日（火）			
５日（水）	役場２階第１会議室	村内全域	午前８時30分～午後３時00分まで
６日（木）			
７日（金）			
８日（土）			
９日（日）	役場２階第１会議室	村内全域	午前８時30分～午後３時00分まで
10日（月）			
11日（火）			
12日（水）	役場２階第１会議室	村内全域	午前８時30分～午後３時00分まで
13日（木）			
14日（金）			
15日（土）			
16日（日）			
17日（月）	役場２階第１会議室	村内全域	午前８時30分～午後３時00分まで

※期間中の納税相談を極力効率よく行うため、従来の会場・地区割りの見直しを行いました。
　相談会場へお出かけの際は、対象地区、時間をよくご確認ください。

お　願　い

◎農業収入のある方へ（自家用の分だけを作っている方を含みます。）
配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。
必要事項を記入のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

◎医療費控除のある方へ
治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと（受診者又は購入業者ごと）にまとめ、その合計額を計算しておいてください。（時間の短縮になります）

◎消費税申告・青色申告のある方へ
消費税及び青色申告は税務署で直接申告をお願いいたします。

◎住民税申告について
従来より確定申告と同時に行っていました。必要と思われる方は相談にお越しください。

※今後も、相談時間の短縮に向け努力していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
納税相談についてご不明な点は役場税務課までお問い合わせください。☎63-2111

ご厚志に心から感謝を申し上げます

昨年12月27日、本村出身で現在は埼玉県にお住まいの 藤本博文 様 から、高山村の小学生や中学生の図書の充実に使って下さいと、「上州高山ふるさと基金（ふるさと納税）」に対して5万円のご寄付をいただきました。

ご寄付の趣旨に添いまして大切に活用させていただきますとともに、心から感謝を申し上げご紹介させていただきます。

高山運輸倉庫（株）様より善意のご寄付ありがとうございました

高山村社会福祉協議会に尊い寄付金が寄せられました。

このご好意をありがたく頂戴し、村の福祉活動事業のために有効に使わせていただきます。

赤い羽根共同募金のお礼とご報告について

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に、村民の皆様からのあたたかいご理解とご協力をいただき大変ありがとうございました。また、小・中学校からは、学校募金としてご協力いただき厚くお礼申し上げます。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。　（住民課）

募金の内訳

行政区	金額（円）	行政区	金額（円）	行政区	金額（円）		金額（円）
原	36,300	役　原	18,600	熊　野	16,500	小学校	5,179
本　宿	41,700	関　田	25,800	梅　沢	22,700	中学校	8,322
新　田	53,100	戸　室	20,400	茶屋ヶ松	8,400		
五　領	24,300	火の口	11,400	小計①	366,500	小計②	13,501
判　形	72,000	北之谷	15,300			合計①+②	380,001

群馬県共同募金会から感謝状が贈呈されました

昨年度の「赤い羽根共同募金」運動期間中に高額の寄付金を寄せられた方々に感謝状が贈呈されました。

高山村からは、個人高額寄付者の平形忠男様、法人高額寄付者の高山運輸倉庫株式会社様に、共同募金運動に率先協力せられ多額の寄付金をもって社会に貢献されたと、群馬県共同募金会会長より感謝状が贈られました。

みなさまからのあたたかい寄付金は、地域の社会福祉事業の向上のために役立てられるそうです。

ご協力ありがとうございました。

小学校と中学校でも募金活動「赤い羽根共同募金」

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に小・中学校からは、学校募金としてご協力いただきました。

小学校ではJRC委員会でクラスごとに募金箱をおいて、募金を集めてくれました。中学校でも生徒会が、クラスごとに募金箱をおき協力を呼びかけ、12月20日に生徒会本部役員のみなさんが村長室を訪れ、募金を届けてくれました。

児童、生徒のみなさんからのあたたかい募金は、地域の社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。

ご協力ありがとうございました。

第15回 米・食味分析鑑定コンクールで判形地区の後藤健雄さんのコシヒカリが特別優秀賞を受賞しました

平成25年11月23日（土）～24日（日）の2日間にかけて、宮城県刈田郡七ヶ宿町において、第15回米・食味分析鑑定コンクールが開催されました。

日本全国より、選りすぐりのお米が出品される中、判形地区の後藤健雄さんが出品したコシヒカリが最終審査に残り、特別優秀賞を受賞しました。おめでとうございました。

今後もおいしい米づくりでご活躍されますことをご祈念申し上げます。

群馬県「少年の日・家庭の日」普及啓発標語コンクール入選

群馬県「少年の日・家庭の日」普及啓発標語コンクールにおいて、応募総数9679点の中から高山中学校1年生の中野瞳さんの作品が入選し、表彰されました。

入選作品（標語）は、

「流されず、いじめを止める　強い心」です。

平成25年度歳末たすけあい募金のお礼

歳末たすけあい募金につきましては、皆様方から行政区を通じての個別募金、事業所関係の法人募金や個人の方からの募金等、総額870,451円というたくさんの尊い募金をしていただきました。これらの募金は村内在住の長期療養者96名、在宅療養者62名、1人暮らし高齢者96名の方々に歳末慰問金として有効に使わせていただきました。ご協力大変ありがとうございました。

高山村（住民課）
高山村社会福祉協議会

平成25年度歳末たすけあい募金表

行政区	件数	千円未満	件数	千円以上	件数	二千円以上	件数	三千円以上	件数	五千円以上	件数	計
原	109	54,501	4	4,000		0	1	3,000	1	5,000	115	66,501
本宿	96	48,100	8	8,000	3	6,000	2	6,000	2	10,000	111	78,100
新田	131	65,200	21	21,000	2	4,000		0	1	5,000	155	95,200
五領	69	34,500	9	9,000		0		0		0	78	43,500
判形	147	73,500	14	14,000	1	2,000		0	3	15,000	165	104,500
役原	54	27,000	1	1,000		0		0		0	55	28,000
関田	54	26,600	7	7,000	3	6,000		0	2	10,000	66	49,600
戸室	43	21,500	10	10,000	1	2,000	1	3,000	2	10,000	57	46,500
火の口	27	13,500	5	5,000		0		0		0	32	18,500
北之谷	39	19,500	4	4,000		0	3	9,000		0	46	32,500
熊野	43	21,500	5	5,000		0		0	1	5,000	49	31,500
梅沢	68	34,000	3	3,000		0	1	3,000	1	5,000	73	45,000
茶屋ヶ松	18	9,000		0		0	1	3,000		0	19	12,000
小計①											1,021	651,401

個人・法人の氏名及び名称	計
高山運輸倉庫株式会社　様	100,000
平形忠男　様	100,000
本宿八起会　様	19,050
小計②	219,050
合計（小計①+②）	870,451

高山村育英基金貸与制度について

この制度は、本村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀なる子女で、経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、有用なる人材の育成を図るために実施している制度です。

高等学校以上の学校又はこれに準ずる機関において修学する方で、育英基金貸与のご希望がありましたら、教育委員会事務局窓口までお申し込み下さい。

◇受付期間
平成26年2月3日（月）～
平成26年3月31日（月）

◇詳細について
教育委員会事務局
☎63－3046

公開講演会開催
―在宅ホスピス医からのメッセージ―

『宙（そら）をみて命を想う』
講演者：在宅ホスピス医
内藤いづみ先生
日　時：2月22日（土）
午後1時30分～
午後3時30分
会　場：沼田市ディラン
沼田市桜町1974－9
（入場無料・予約不要）
問い合わせ先
地域医療相談支援センター
☎0278－25－7017

国民年金

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ない時や失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（全額免除、一部免除（4分の3、半額、4分の1）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

○平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

また、失業などの特例免除の対象期間も拡大されます。

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

・渋川年金事務所　国民年金課（☎0279・22・1607）

※ご注意ください

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。**

○**申請期間に対応する前年所得に基づいて審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。**なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。